2　法第五十八条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

3　法第五十八条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が申告書等を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

4　前条の規定は、国税庁長官が法第五十八条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

（変更の届出）

第四十条　法第五十八条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

（法人番号等の公表）

第四十一条　法第五十八条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後（当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあっては、当該通知をし、及び法第五十八条第四項ただし書の規定による同意を得た後）、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2　国税庁長官は、法第五十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。）は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3　国税庁長官は、法第五十八条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の結了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表に係る事項（前項の規定による公表に係る事項を含む。）に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（財務省令への委任）

第四十二条　この章に定めるもののほか、法人番号の指定その他法人番号に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第八章　雑則

（指定都市に関する法の規定の特例）

第四十三条　法第六十二条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項、第三項及び第四項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次条において単に「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える	区長は、当該区長が作成した
第七条第五項	備える市町村の長（以下「住所地市町村長	作成した区長（以下「住所地区長
第七条第六項及び第七項	住所地市町村長	住所地区長
第八条第一項	市町村長 あらかじめ	区長 あらかじめ当該区の属する市の市長を経由して
第八条第二項	市町村長から 当該市町村長	区長から 当該区の属する市の市長を経由して当該区長
第十七条第一項	市町村長は、政令 市町村が により、その者 当該市町村長	市長は、政令 市が により、住所地区長を経由して、その者 住所地区長
第十七条第二項	市町村長	当該最初の転入届を受けた区長を経由して当該区の属する市の市長
第十七条第三項	市町村長 これを	市長 これを前項の区長を経由して
第十七条第四項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長（その者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。以下この条において同じ。）
第十七条第五項及び第七項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第十八条第一号	市町村	市町村（特別区を含む。第六十三条及び附則第三条第二項において同じ。）
附則第三条第一項	市町村長 市町村の備える	区長 区長が作成した
附則第三条第二項	市町村長	区長

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第四十四条　指定都市においては、第二条第一項、第五条第三項、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長に適用する。

2　指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。